



参庶文発第 37 号
令和5年 6月15日

林弘法律事務所
弁護士
山中 理司 様

参議院事務局庶務部文書課長



事務局文書不開示通知書

令和5年5月3日付けの事務局文書開示申出書に記載された文書について、下記のとおり開示しないこととしましたので、参議院事務局の保有する事務局文書の開示に関する事務取扱規程第9条第2項の規定に基づき通知します。

記

1 不開示とした文書の名称

国会議員政策担当秘書資格試験委員会が利用している事務処理要領その他のマニュアルの最新版（参議院事務局が使用しているものに限る。）

2 不開示とした理由

本院事務局は、本件申出に係る文書を作成しておらず、文書が存在しないことから不開示とする。

(注) 事務局文書の一部又は全部を開示しないことについて苦情がある場合には、事務局が本通知を発出した日の翌日から起算して3月以内に、所定の書面にて、事務局に対して苦情を申し出ることができます。

（参議院事務局の保有する事務局文書の開示に関する事務取扱規程第13条、第14条及び第15条）

（担当） 文書課 電話03（3581）3111（内線74007～74010）